

社団法人日本放射線技師会放射線管理士部会

会費の納入に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社団法人日本放射線技師会放射線管理士部会（以下本部会という）会則第5条に定める会費等について定める。

(会費額)

第2条 会費の年額は、2,000円とする。

(納入期限)

第3条 本部会会員は、本規程第2条に定める会費額を会計年度開始前の3月31日までに納入しなければならない。期限内に納入なき者は、会員の権利のすべてを放棄したものとみなす。

2. 期限を過ぎた後でも会費が納入されたときには直ちに会員の権利が復活する。なお、この場合は当該年度開始時から納入時までには享受できたであろう権利を求めることはできない。

3. 年度途中で新たに入会した者については、可能な範囲で当該年度開始時に遡った権利を受けることができる。

(会費等の不返還)

第4条 会員の資格を失った者が既に納入した会費等の拠出金品は、これを返還しない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議を経たのち、総会において決する。

附 則

1. この規程は、本部会設立時から施行する。

2. この改定は平成18年10月8日より施行する。